

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年7月まで

私は、20歳になったので国民年金に加入するのは国民の義務だと思い、平成2年4月にA役場において国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、当初はA役場において毎月納付し、その後、平成3年3月か4月ごろB市に転居したため、同市C支所又は金融機関において納付した。

申立期間が未加入となっているのは納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年5か月間と比較的短期間である上、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金被保険者期間について、すべての国民年金保険料を納付しているほか、オンライン記録で納付状況が確認できる平成6年9月分以降の国民年金保険料のほとんどは納期限内に毎月納付するか口座振替によって納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、「家計及び育児に関するメモ」（申立期間当時、申立人が作成したもの）を所持しており、併せて当該メモに記載された家計支出を表す金額と符合する口座振替金額を確認できる預金通帳を所持している。当該メモによると、申立期間中である平成2年9月28日及び同年10月の欄に「国保（年金）10,000円」との記載が確認でき、この額は、当時の国民年金保険料額（8,400円）に近似した額であり、申立人が記憶する国民年金保険料の額ともほぼ一致している。

さらに、申立人は「夫の国民年金保険料は義母が納付しており、自分の保険料のみ納付していた。」と供述しているところ、義母は「申立人の夫の国民年金保険料は、私が納付していた。また、国民健康保険料についても、当時、世帯主であった私の夫が納付していた。」と供述していることから、当該メモに記載されている支出額（国保（年金）10,000円）は、申立人に係る国民年金保険料であったことが推認できる。

加えて、申立人はA役場での国民年金保険料の納付状況を詳細に記憶しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月、同年9月、同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月及び同年9月
② 昭和55年11月及び同年12月

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を得た。

会社を退職した約1年後の昭和56年6月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行った。この時、過去の未納保険料を一度に納付することは経済的に難しかったので、1か月ごとに保険料の納付ができるように納付書を分割して作成してもらい、近所のB郵便局において納付したことを覚えており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立人の記憶どおり、昭和56年6月末ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間は、過年度納付することが可能であるところ、申立人の特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で未納であった、昭和55年8月から56年3月までの期間のうち、昭和55年10月及び56年1月から3月までの期間について、1か月分ごと過年度納付していることが確認できるものの、申立期間を除き国民年金保険料は完納している申立人が、未納期間の途中の期間である55年10月の保険料を納付しているにもかかわらず、前後の期間を未納のままとしていることは不自然である。

また、同特殊台帳において、55年8月の欄には納付と記載された後、二重線で取消しが行われていることが確認できるが、これは、申立人が所持する納付書・領収証書に押印してあるB郵便局の収納年月日が57年11月5日であることから、時効後納付のためであることが推認できるものの、本来、時効により収納できない保険料を収納した場合、取消し後に保険料の還付、又は他の月の保険料への充当の事務処理を行い、その経緯を特殊台帳に記載すべきものであるが、還付又は充当のいずれも記載されておらず、ほかに当該期間の保険料が申立人に還付、又は他の月の保険料へ充当されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が納付した当該期間の保険料相当額について、長期間国庫歳入金として扱われていたものと認められる。

申立期間について、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年7月1日から34年3月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間におけるA株式会社（現在は、株式会社B。）における資格取得日に係る記録を29年7月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、同年7月から30年10月までは8,000円とし、同年11月から34年2月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月30日から34年3月1日まで

私のA株式会社に係る船員保険の被保険者記録は、昭和29年4月30日に同資格を喪失した後、34年3月1日に再度取得したと記録されているが、申立期間の始期については正確に思い出せないものの、29年4月30日から34年3月1日までの期間において、A株式会社に勤務していたと記憶している。

正確な期間について記憶は無いが、申立期間の大部分の期間はA株式会社が所有するC丸に乗り込み、D国でトロール漁に従事していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保管している昭和34年5月19日付けの再渡航証明書から、申立人は、同日において、D国E市に居住する「A株式会社C丸F士」であることが確認でき、申立人が保管しているA株式会社が発行した「退職金その他の計算書」から判断すると、申立人は29年7月1日から59年3月31日までの期間においてA株式会社に在籍していたことが確認できる。

また、株式会社Bは、「申立人が保管している『退職金その他の計算書』はA株式会社が発行したものであり、同計算書から、申立人は、昭和29年

7月1日からA株式会社を退職する59年3月31日までの期間において当社の従業員であり、船員保険の被保険者であったと思われる。」と述べている。

さらに、申立人が、A株式会社が所有するC丸に乗り込み一緒にD国に出航したとする同僚Gは「申立人と一緒にC丸に乗り込み、D国でトロール漁に従事した。」と供述するところ、同僚Gの船員手帳によると、昭和33年7月11日に帰国を事由として同国F市においてC丸での勤務を雇止めされていることが確認できるとともに、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、同僚Gは、申立期間を含み、A株式会社を退社する34年3月15日までの期間において船員保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、A株式会社が所有するC丸がD国へ出航した後にC丸の僚船として同国へ出航した同社が所有するトロール船（船名は、「H」）に乗り込んだとする同僚I及びJも、D国で漁業に従事した期間は特定できないものの、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、いずれの者についても申立期間を含み、A株式会社を退社するまでの期間において船員保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立期間当時、D国で漁を行ったとされるC丸及びHに乗り込んだ船員については、A株式会社を適用事業所として船員保険に加入していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和29年7月1日から34年3月1日までの期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同質性の高い複数の同僚に係る昭和29年7月、30年11月及び34年2月のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、29年7月から30年10月までは8,000円とし、同年11月から34年2月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは不明としているが、株式会社Bから提出があった申立人に係るマイクロフィムの記録及び船員保険被保険者台帳から、申立人が昭和29年4月30日に船員保険被保険者の資格を喪失した後、34年3月1日に同資格を再度取得している旨記録されていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年7月から34年2月までの期間に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和29年4月30日から同年7月1日までの期間について、申立人が保管しているA株式会社が発行した「退職金その他の計算書」における入社日が同年7月1日であることから、申立人の当該期間に係る勤務について確認することができない。

また、申立人は「A株式会社が所有する実習船を下りたことにより昭和29年4月30日に船員保険被保険者の資格を喪失したが、その後しばらくの間は、専門学校の卒業試験及びK免許の取得等のためA株式会社に勤務していなかった。」と述べているところ、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、同僚L及びMはA株式会社が所有する実習船を下りたとする同年5月31日に船員保険被保険者資格を喪失した後、再度資格を取得するまでの期間について、船員保険の被保険者記録が確認できない上、申立人と一緒に入社したとする同僚Lの船員保険被保険者資格の取得日は29年7月1日であることが確認できる。

さらに、事業主は、当該期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について供述を得ることができない上、申立人は、給与から船員保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和43年4月1日からB株式会社C部D課に勤務していたが、社命により44年11月1日付けでA株式会社に転籍出向となった。

私が昭和44年11月1日からA株式会社に勤務していたことは、所持している当時の「採用辞令」、「給与辞令」及びA株式会社保管の職員台帳に記録が残っていることから間違いない。

しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は44年12月1日と記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「採用辞令」、「給与辞令」、A株式会社から提出された申立人に係る昭和44年11月分給与台帳及びB株式会社から提出された申立人に係る「転勤者給与支給連絡表」から、申立人がB株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和44年11月1日にB株式会社からA株式会社へ出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、商業登記簿謄本によると、A株式会社及びB株式会社は同一企業ではないことが確認できるものの、申立期間当時、B株式会社はA株式会社の筆頭株主であり、両事業所はいずれも事業主が同一人であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和44年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の現在の人事担当責任者は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和44年11月1日とすべきところ、資格取得日を誤った日付けである同年12月1日で届出を行ったものと思われる。」と回答しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が資格取得日を昭和44年12月1日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和27年2月1日、資格喪失日は28年8月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年10月31日から27年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C出張所における資格取得日に係る記録を26年10月31日、資格喪失日に係る記録を27年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月25日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を同年9月21日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月31日から28年9月21日まで

私は、昭和24年10月1日にA株式会社に入社し、26年10月31日に同社D出張所から同社C出張所に転勤となり同社C出張所E部で勤務していた。

A株式会社C出張所E部での勤務期間中に同社がF株式会社G工場を買収したので、その要員としてA株式会社B工場に勤務した。

A株式会社C出張所及び同社B工場と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しており、退職するまでの期間において継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社C出張所から同社B工場に転勤し、継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人が一緒に勤務していたとする同僚4人と連番の健康保険整理番号で、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和27年2月1日、資格喪失日は28年8月25日）が確認できる。

さらに、同僚から「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤務していた。申立人と同姓同名の者はいなかったと思う。」旨供述を得ているところ、A株式会社が保管する組織図から、申立人と同姓同名の者は確認できないことから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和27年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年8月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和26年10月31日から27年2月1日までの期間について、A株式会社が保管する辞令によると、異動日は不明であるが、申立人が同社D出張所からC出張所(E部)へ転勤を命じられたことが確認できる。

また、申立人は、「A株式会社C出張所E部での勤務期間中に同社F株式会社G工場を買収した。」と主張しているところ、A株式会社が保管する「*周年史」によると、同社がF株式会社G工場を買収したのは昭和27年1月であることが確認できることなどから判断すると、申立人が当該期間において、A株式会社C出張所に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、「申立人とA株式会社C出張所で一緒に勤務していた。」と述べている同僚は、昭和26年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年5月30日に資格を喪失していることが確認できる上、申立人が同社C出張所で一緒に勤務していたとする複数の同僚は、26年10月31日から27年2

月 1 日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 10 月 31 日から 27 年 2 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 D 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 26 年 9 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しているものの、A 株式会社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人の氏名及び健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 10 月 31 日から 27 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和 28 年 8 月 25 日から同年 9 月 21 日までの期間について、申立人を記憶する同僚が、「昭和 28 年 8 月に A 株式会社 B 工場から同社 H 工場に申立人と一緒に転勤し、継続して勤務していた。」と述べていることなどから判断すると、申立人は、当該期間において A 株式会社 H 工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、適用事業所名簿から、A 株式会社 H 工場は昭和 28 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、当該期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できるところ、A 株式会社は、「当時の取扱いについては不明であるが、従業員が厚生年金保険の適用事業所に該当していない当社事業所に転勤する場合、転勤前の事業所で保険料は継続して控除していたはずである。厚生年金保険の適用事業所に該当していない期間だけ控除しないということは考え難い。」との回答を得た。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 8 月 25 日から同年 9 月 21 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 H 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 28 年 9 月の記録から、

8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月6日まで

私とB氏は、昭和27年3月20日ごろにA株式会社へ入社した。

私は同社C部のD長として、B氏はE技師として一緒に入社したのに、B氏が昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している一方、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月6日と記録されていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に入社したとするB氏は昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、同氏は「申立人と一緒に入社したのは間違いない。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人のほかに5人が昭和27年5月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、当該5人については厚生年金保険記号番号が連番で払い出されており、前述の被保険者名簿から確認できる生年月日及び標準報酬月額から新卒者であると推認できるところ、当該5人のうち一人は「中学校を卒業後に入社した。1か月間程度の見習

期間があったと思う。一緒に入社した者が4人から5人いたが、その中に申立人はいなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「A株式会社C部のD長として入社した。」と主張しているところ、法人登記簿から昭和36年9月30日に取締役就任していることが確認できる者は、「申立人は会社に多大な貢献をした人物であり、新卒者と同様に見習期間があったとは考え難く、同時期に入社したとするB氏と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なる事情は無いと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和27年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、適用事業所名簿において、当該事業所は平成11年6月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に他界しているため申立期間当時の状況について資料及び供述を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和28年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月21日から29年3月1日まで

私は、昭和28年7月21日からA株式会社が所有するB丸にCとして乗り込み、同社が所有する僚船のD丸とともにE以西底引き漁に従事していたところ、同年12月にB丸がF沖で座礁、沈没したため、その後は引き続きD丸に乗り込んだ。

私のA株式会社における船員保険被保険者資格の取得日は昭和29年3月1日と記録されているが、28年7月21日に同社が所有するB丸に乗り込むと同時に船員保険に加入したはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所有する船員手帳の記録及び同僚の供述から判断すると、昭和28年7月21日から同年12月11日までの期間についてはA株式会社が所有するB丸に、同年12月11日から29年8月11日までの期間については同社が所有するD丸に雇入れされ、それぞれCとして継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認でき、A株式会社が所有するB丸又はD丸に乗り込んでいたとする複数の同僚は、「船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述している上、前述の被保険者名簿から、申立期間当時の

船員保険の被保険者記録が確認でき、申立期間当時、同社が所有する別の船舶に乗り込んでいたとする複数の同僚も、「船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述している。

さらに、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、A株式会社には約 100 人の船員が勤務していたことが推認できるところ、同社に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は 101 人であり、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同社では、当時ほぼすべての船員について船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社が所有するB丸及びD丸に係る船員手帳に記載されている給与額から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散しており、事業主も死亡していることから供述を得ることができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和31年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月11日から同年9月1日まで

私は、昭和31年7月11日にA株式会社に入社し、同年7月13日から32年5月22日までの期間について、同社が所有するトロール漁船B丸に船員として乗り込んだ。

私の船員保険被保険者資格の取得日は昭和31年9月1日と記録されているが、A株式会社に入社と同時に船員保険に加入したはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書並びに申立人が所有する船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和31年7月11日にA株式会社に入社し、同年7月13日から32年5月22日までの期間において、同社が所有するB丸にCとして乗り込み、継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、同社が所有するB丸に乗り込んでいたとする複数の同僚は、A株式会社の入社日と船員保険被保険者資格の取得日は一致していると供述している上、申立期間当時、同社へ入社し同社が所有する別の船舶に乗り込んでいたとする複数の同僚も、同社の入社日と船員保険被保険者資格の取得日は一致していると供述していることから判

断すると、同社では、当時、入社と同時に船員を船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和31年9月の船員保険被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年2月までの期間、12年6月から同年11月までの期間及び17年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年2月まで
② 平成12年6月から同年11月まで
③ 平成17年1月から同年4月まで

平成9年3月末にA株式会社を退職する際に国民年金に加入しなければいけないと説明を受け、会社が書類を取り寄せてくれ、加入手続きを行ったと記憶している。

最初に届いた「ねんきん特別便」では国民年金保険料を一部しか納付していないと記載されていたので、再度確認をお願いしたところ、納付月数ゼロの回答票が届いた。

国民年金保険料はすべて口座振替で納付しており、未納があることは納付できない上、内容の異なる回答票が届いたことは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続きについて、「会社が書類を取り寄せてくれ、自分が記入したと思う。市役所に行った記憶は無い。平成17年1月末に仕事を退職した後に市役所へ行った記憶はある。」と述べているところ、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格記録に係る届出日は同年4月12日であることが確認できる上、オンライン記録によると、12年8月21日、14年2月20日及び17年3月24日の3度にわたって取得勧奨が行われていることから、申立人は同年4月12日に初めて国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立期間①及び②は国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、C健康保険組合及びD健康保険組合によると、申立人は平成9年4月1日から10年3月18日までの期間及び12年6月1日から同年12月12日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者となっていることから、申立人の申立期間①及び②に係る加入手続に関する記憶は、当該任意継続の加入手続に関する記憶である可能性もある。

さらに、申立人が国民年金保険料の口座振替の手続を行った事跡は見当たらず、オンライン記録によると、平成17年7月及び8月に納付督促が行われ、18年11月10日に納付書が発行されていることから、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を口座振替で納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月
昭和 50 年 2 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると同時に国民年金への加入手続をした。
国民年金の被保険者資格の得喪の届出は、その都度行い、保険料を納付していたので、申立期間の保険料のみが未納となっていることは納付できない。
なお、昭和 50 年 2 月 26 日に、A 市 B 町から C 市 D 町* 番地に転居している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月 11 日に厚生年金保険の資格を喪失すると同時に国民年金への加入手続を行ったと供述しているが、国民年金受付処理簿兼国民年金手帳払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 4 月 30 日に任意加入による資格取得（資格取得日は 50 年 4 月 30 日）で払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、昭和 50 年 2 月 26 日に A 市から C 市に住所移動しているが、両市で確認しても、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与していないが、母から「学生であっても、20歳になれば国民年金保険料を納付しなければならないと法律で決まったことから、国民年金に加入し、保険料を納付した。」と聞いており、国民年金保険料を納付したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の番号における任意加入者の資格取得日により、平成3年4月ごろ払い出されたと推認されることから、申立期間当時、申立人は学生であり、この時点において20歳までさかのぼって資格取得することができないため、申立期間は未加入期間となっている。このことは、申立人の国民年金被保険者資格が同年4月1日になっていることから確認できる。

また、学生が国民年金に強制加入する制度が始まったのは、平成3年4月1日であり、申立期間当時の制度として、国民年金に任意加入することは可能であったが、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上から、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の父は、「申立人が20歳になった時、A町役場から国民年金の加入及び保険料の納付について通知が送付された。」と述べているが、申立人が20歳になった平成元年*月時点では、申立人は、住民票をB市に移していることから、A町から国民年金の加入及び保険料の納付

について通知が送付されたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人及び申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 11 月まで

私は、A 市 B 区 C 町に転居した昭和 39 年 3 月ごろ、自治会又は婦人会から勧められ、同年 4 月ごろ国民年金の加入手続をし、保険料を自宅で集金人に納付した。

私の年金記録では、国民年金の資格を取得した日は昭和 46 年 2 月 1 日となっているが、実際は、39 年 4 月から国民年金に加入し、D 事業所に就職した 44 年 12 月までの期間は国民年金保険料を納付したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 46 年 1 月ごろ払い出されていることが手帳発行日及び同払出簿の前後の番号における任意加入者の資格取得日により確認でき、その時点では、申立期間のうち 39 年 4 月から 43 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し、申立期間を納付可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 69 か月間と長期間であり、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な記憶が無く、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を得た。

20歳となった時、私はAにある学校の学生であったため、母が自宅のあるB町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。また、平成3年*月に20歳となった学生の弟についても、同様に母が国民年金保険料を納付し、納付記録が確認できるので、私の国民年金保険料の納付記録が無いことに納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に払い出されている年金記号番号は、平成3年4月1日に初めて厚生年金保険の被保険者となった際の厚生年金保険被保険者記号番号（基礎年金番号と同じ）であり、申立期間において国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できず、ほかに、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人と同様に申立人の母が国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の弟には納付記録が確認できることから、申立人の保険料についても納付されていたと主張しているところ、学生の国

民年金への強制加入は平成3年4月からであり、学生であった申立人の弟が20歳になったのは、同年*月であることから、申立人の弟は強制加入対象者となる。一方、申立人が学生であった申立期間は任意加入対象であり、その加入条件が異なっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は、当時の保険料額を覚えていないとしている上、申立人が住民票を申立期間の途中に当たる平成2年3月にB町からC市に移動しており、保険料の納付先等が変更していると考えられるものの、納付先等が変更となった事情を承知していないなど、保険料の納付状況の記憶も曖昧である。

加えて、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 12 月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を得た。

私は申立期間、A 株式会社のアパートに住んでいた。B 市（現在は、C 市）の職員から同アパートの入居者に対して国民年金に加入するよう勧められ、国民年金に加入した。保険料は、近所の婦人会の集金人の方がアパートに集金に来ていたことを記憶している。

保管している国民年金手帳の印紙検認記録の昭和 36 年度欄の 37 年 1 月から同年 3 月に検認印があるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 1 月 20 日に任意加入者として国民年金の資格を取得しており、その際の国民年金手帳記号番号は、国民年金記号番号払出簿によると、39 年 1 月 29 日に B 市から払い出されていることが確認でき、払出時点では、申立期間にさかのぼって資格取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料は婦人会に納付していたとしているが、C 市

が保管している昭和 36 年度から 38 年度の国民年金納付台帳に申立人の名前は見られない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録について、「36」を二重線で抹消し「38」と手書きで改変し、昭和 38 年度の検認記録として利用していることについて、申立人は、申立期間の 36 年度に納付した記録であると主張しているところ、検認記録欄の 4 月分から 12 月分の検認記録は無く、1 月分から同年 3 月分を昭和 39 年 4 月 20 日に B 市が検認押印した記録であることが確認できる上、同手帳の印紙検認台紙（右側）は、制度上、翌年度に前年度分の印紙検認台紙を切り離すこととされているところ、39 年 4 月の契印が押され切り離されていることから、38 年度に納付された記録であることが確認できる。このほか、上記のとおり 38 年度に改変されて使用されている国民年金印紙検認記録の 4 月から 12 月までの欄には「ここに印紙をはらないで下さい。」と押印されていることから、同期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から22年5月まで

私は、申立期間において、A株式会社が所有するB丸(CとD間を運航する定期客船)に乗り込んで、Eとして勤務していた。

当時は陸路の交通事情が悪く、戦争中でも、物資及び人の移動は海路で行っていた。

私が、A株式会社が所有するB丸に乗り込んでいたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月ころから22年5月ころまでの期間において、A株式会社が所有するB丸に乗り込んでいたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社が保管するB丸に係る船員名簿において、申立期間中に8人の乗組員が確認できるものの、同名簿には申立人の名前は無い。

また、A株式会社が所有するすべての船舶に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、B丸に係る船員保険被保険者名簿からは、申立人及び前述の8人の申立期間における船員保険の被保険者記録は確認できず、申立人が記憶する同社が所有するF丸及びG丸を含む他の船舶に係る船員保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

さらに、申立人は船員手帳を保持しておらず、A株式会社は昭和20年7月の空襲で本社社屋を焼失しているため関連資料が保存されておらず、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できない。

加えて、申立人が申立期間において船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A株式会社に係る商業登記簿において、昭和18年5月29日に取締役就任し、26年6月22日に代表取締役就任しているH氏は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格を27年6月1日に取得していることが確認できるとともに、当該被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 17 日から 22 年 2 月 1 日まで

私は昭和 21 年 8 月 17 日に A 株式会社（現在は、株式会社 B）C 支社 D 事業部に船員として採用され、22 年 2 月 1 日に陸上勤務社員となるまでの期間において、予備船員として E 氏、F 氏、G 氏及び H 氏と一緒に船員の食糧品倉庫で作業に従事していた。

当時、A 株式会社では人事労務管理を事業部ごとに行っており、申立期間後ではあるが、私が同社 C 支社 D 事業部で船員保険の加入手続を担当していたときには予備船員も船員保険に加入させていたので、私も申立期間は船員保険に加入しているはずである。

申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 株式会社 C 支社の社員台帳の写しから、申立人が昭和 21 年 8 月 17 日に「船員」として入社し、22 年 2 月 1 日に「I 部雇員」となっていることが確認できる。

しかし、申立期間当時の A 株式会社 C 支社に係る船員保険被保険者名簿は船舶名ごとに作成されているところ、申立人は、船に乗り込んでおらず、船舶名を特定できない上、E 氏、F 氏、G 氏及び H 氏は既に他界しているため船舶名及び船員保険の加入状況に関する証言を得られず、申立人及び当該 4 人について、申立期間における船員保険の被保険者記録を確認することはできない。

また、A 株式会社 C 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が「自分より半年前に入社していた。」とする E 氏は、申立人と連番の厚生年金保険記号番号で昭和 22 年 2 月 1 日に厚生年金保

険被保険者の資格を取得しており、G氏、F氏及びH氏は同日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している者はいない。

さらに、株式会社Bには申立期間当時の資料は保存されておらず、申立期間当時の労務担当者も既に他界しているため、申立人に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、ほかに証言を得られる同僚もない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 9 月 25 日から同年 11 月 20 日まで
②昭和 39 年 11 月 20 日から 40 年 1 月 25 日まで
③昭和 40 年 1 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A所有のB丸にCとして、申立期間②については、D所有のE丸にFとして、申立期間③については、A所有のB丸にCとしてそれぞれ乗り込んでいた。

私が所有している船員手帳には、すべての申立期間の雇入れに係る記録が記載されているのに、申立期間①及び②については船員保険の被保険者記録が無く、申立期間③については船員保険被保険者資格の取得日が昭和 40 年 8 月 1 日と記録されていることに納得できない。

すべての申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所有する船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A所有のB丸にCとして雇入れされていたことが推認できる。

しかし、適用船舶名簿から、船舶所有者であるAが船員保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 40 年 8 月 1 日であり、申立期間①当時、A所有のB丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、事業主であるAは、申立期間①について船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等に係る記憶が無く、Aが所有するB丸に係る船舶所有者別被保険者名簿から、当該船舶が船員保険の適用事業所に

該当することとなった昭和40年8月1日において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立期間①当時、当該船舶に乗り込んでいたとするものの、船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が所有する船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、D所有のE丸にFとして雇入れられていたことが推認できる。

しかし、適用船舶名簿から、船舶所有者であるDが船員保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和40年9月1日であり、申立期間②当時、D所有のE丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、事業主であるDは、「E丸が船員保険の適用船舶に該当することとなった昭和40年9月1日からは、乗組員の給与から船員保険料を控除したが、それ以前は船員保険料を控除していない。」と供述している上、Dが所有するE丸に係る船舶所有者別被保険者名簿から、当該船舶が船員保険の適用事業所に該当することとなった昭和40年9月1日において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立期間②当時、当該船舶に乗り込んでいたとするものの、船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が所有する船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A所有のB丸にCとして雇入れられていたことが推認できる。

しかしながら、適用船舶名簿から、船舶所有者であるAが船員保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和40年8月1日であり、申立期間③当時、A所有のB丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、事業主であるAは、申立期間③について船員保険の加入状況及び船員保険料等に係る記憶が無く、Aが所有するB丸に係る船舶所有者別被保険者名簿から、当該船舶が船員保険の適用事業所に該当することとなった昭和40年8月1日において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立期間③当時、当該船舶に乗り込んでいたとするものの、船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年から27年までの期間のうち10か月間
私は、申立期間に勤務したA株式会社（現在は、B株式会社）では、C、D及びE作業などに従事しており、厚生年金保険に加入し、上司から厚生年金保険被保険者証の交付を受けた記憶がある。

申立期間後に勤務したF株式会社に入社する時に、厚生年金保険被保険者証を提出したことを記憶していることから、A株式会社において厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における通勤方法及び作業内容などについて詳細に記憶している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している当時の上司の氏名を確認できることなどから判断すると、期間は不明であるものの、申立人は同社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶している同僚二人について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、厚生年金保険料の控除について確認できる供述も得られない。

また、申立人は、「申立期間に申立事業所においてD作業等に従事していた。」と供述しているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「当時、申立人は、臨時雇用職員としてD作業等に従事し、

臨時雇用職員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間において、申立事業所で臨時雇用職員として勤務していたものと推認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚は、「当時、A株式会社では事務職や現場管理者は厚生年金保険に加入していたが、それ以外の作業に従事していた者は、仮に正社員であっても厚生年金保険に加入していなかった。正社員全員が厚生年金保険に加入できるようになったのは、労働組合が設立された昭和42年1月以降である。」と供述している上、B株式会社は、「正社員全員が厚生年金保険に加入したのは、労働組合が設立された昭和42年1月以降である。」と回答していることから判断すると、当時、A株式会社では、すべての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 26 日から 39 年 3 月 31 日まで
私は、社会保険事務所（当時）に、A 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 34 年 11 月 26 日から 44 年 5 月 21 日までの期間において、A 株式会社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。一緒に勤務していた私の 3 歳上の兄は、同社において 30 年 12 月から厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が記載した給与の支給記録等から判断すると、申立人は、申立期間において、A 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、「申立人が現場職員として勤務していたことは知っている。当時、入社後、多くの現場職員はしばらくの間は日雇いの待遇であり、日雇職員であった間は、日雇労働者健康保険に加入し、厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思う。」と供述しているところ、申立人が記載した申立期間当時の勤務日数及び給与の支給記録から申立期間に係る給与の控除の内訳を試算すると、厚生年金保険料ではなく、日雇労働者健康保険料が控除されていたことが推測される。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する入社時期が一致していないことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿及び申立人が所持している厚生年金保険被保険者証によると、申立人が初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは昭和39年4月1日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 60 年 8 月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、A株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 52 年 4 月末から 60 年 8 月までの期間において、A株式会社B支店において、C業の現場主任として勤務した。当時、Aの社名の入った健康保険被保険者証とオレンジ色の年金手帳を所持していた記憶があり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び申立人が記憶している上司及び複数の同僚は、申立期間においてA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前を確認できることから判断すると、申立人は、A株式会社B支店において勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社は、「現場の作業員は、日雇労働者として取り扱っており、厚生年金保険には加入させていない。」と回答しており、申立人を記憶する者も「当時、現場の作業員は日雇の様な雇用形態であった。正社員ではないので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、A株式会社の申立期間当時に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付免除を申請していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 35 年 9 月から同年 12 月末までの期間において、A 市 B 区 C にあった株式会社 D（又は、D 株式会社）において、正社員の E として勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 市 B 区 C の株式会社 D 又は D 株式会社に勤務していたと主張しているが、事業所記号簿によると、当該名称の事業所について厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、商業登記簿から、いずれの名称においても該当する事業所を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚について、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は認められない上、この同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

なお、所在地が異なるものの同じ A 市にあった申立事業所と類似する名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年8月21日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間は、A学校に臨時職員として任用されていたが、厚生年金保険には未加入となっている。その後、任用されたB県の複数の学校で臨時職員として勤務した期間は、厚生年金保険に加入していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している人事異動通知書及びC事業所が発行した履歴証明書から、申立人が申立期間において、A学校の職員として臨時的に任用されていたことが確認できる。

しかし、C事業所の厚生年金担当部署は、「当時の厚生年金保険の加入については、各事務所単位で行っていた。保存年限を経過しているため資料等は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除については不明である。」としているところ、申立期間当時、A小学校を管轄していたD事務所は既に廃止されており、当時の担当者も臨時的任用職員に係る社会保険の取扱いを記憶していないと述べていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、C事業所の厚生年金担当部署に係る職員名簿において、申立期間当時、臨時的任用職員であったことが確認できる複数の者は、申立人と同様に2か月を超えて任用する旨発令されているところ、オンライン記録に

よると、D事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当該事務所においては、臨時的任用職員の厚生年金保険の加入手続について、統一的な事務処理が行われておらず、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。